

## 第4章 騒音・振動対策

### 第1節 法律・条例による規制

#### 第1 騒音規制法による規制

騒音規制法の施行については、広域的な判断を必要とする事務（指定地域の指定、規制基準の設定）は国および都道府県知事が、その他の規制事務は市町村長が実施することとなっている。

本府においては、昭和44年4月1日から大阪市ほか16市に、昭和45年4月1日から池田市ほか6市に、また昭和46年4月1日から柏原市ほか5市2町について、これを法対象地域に指定し、騒音規制事務を委任した。

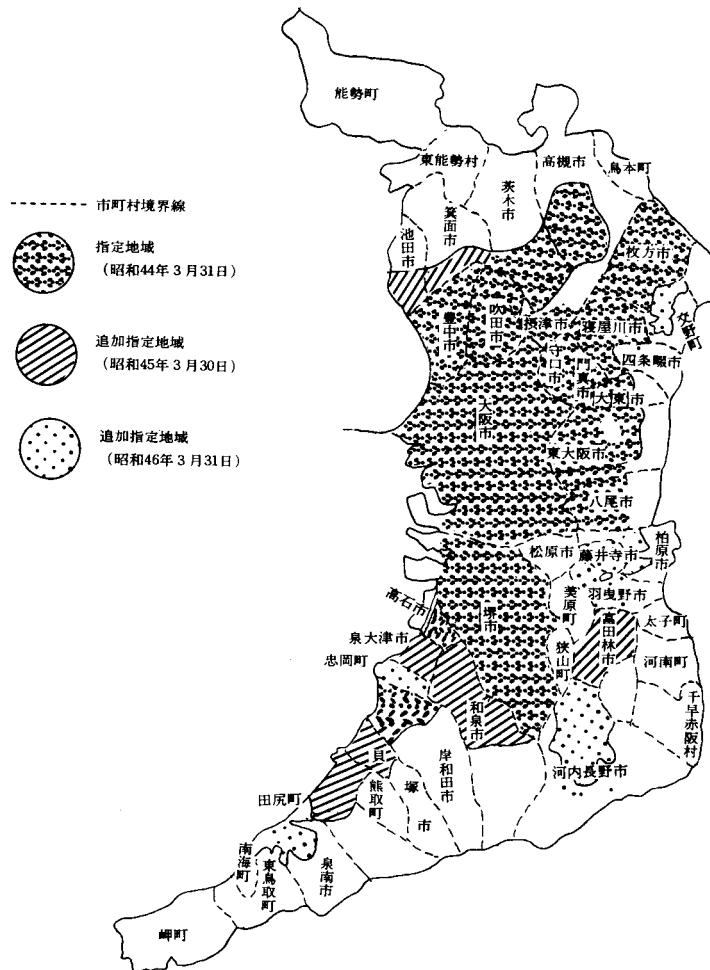
その結果、特定工場等から発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音は市町において規制されることになっている。

また、昭和45年12月の騒音規制法の一部改正により、新たに自動車騒音も規制の対象となり、知事は、自動車の運行に伴い道路周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できることとなったが、この要請権限も市町村長に委任されている（表-72、図-62）。

表-72 騒音規制法の概要

特定工場等に関する規制	① 特定施設の指定 ② 規制基準の設定 ③ 騒音規制の実施	政令 知事 市町村長
特定建設作業に関する規制	① 指定建設作業の指定 ② 規制基準の設定 ③ 規制の実施	政令 告示 市町村長
自動車騒音に関する規制	① 自動車騒音要請基準の設定 ② 交通規制の要請	省令 市町村長
その他	① 地域の指定 ② 騒音の測定 ③ 助成措置 ④ 研究の推進 ⑤ 深夜騒音の規制	知事 市町村長 条例

図-62 駆音規制法に基づく指定地域概略図



## 第2 府公害防止条例による規制

府下全域が条例による規制対象地域である。したがって、条例による規制は、法指定地域内においては法規制がおよばない小規模な工場、事業場、法指定地域外においては騒音を出すすべての工場、事業場および特定建設作業を規制の対象としている。

また、振動については、法による規制はなく、条例による規制を行なっているが、条例による規制権限についても、法規制の事務委任にあわせてそれぞれ市長および町長に委任している。

また、条例においては、商業宣伝を目的とする拡声機の使用、航空機による商業宣伝および深夜営業について、住民の生活環境を保護するための制限をもうけている。

## 第3 取締り、指導状況

昭和45年度は、事務委任市町長(30市2町)以外の市町村における条例対象工場のうち、111工場に対し立入検査を行なったが、このうち騒音の規制基準に適合しなかった工場は17工場であった(表-73)。

規制基準不適合工場に対してはただちに改善を指示した結果、14工場は昭和45年度中に改善を完了し、残りの3工場は昭和46年度にわたって改善を進めている。

表-73 昭和45年度事業場指導状況

市町村名	立入工場数	規制基準不適合 ( )内は勧告工場	改善工事完了	改善指導中	備考
河内長野市	15	2(1)	2	0	
柏原市	8	2(1)	1	1	移転計画中
羽曳野市	13	1	1	0	
藤井寺市	13	2(1)	2	0	
泉南市	10	1	1	0	
四条畷市	15	3(3)	2	1	(勧告工場)移転計画中
忠岡町	10	1(1)	1	0	
狹山町	1	0	0	0	
美原市	20	3(1)	2	1	改善工事に近く着工
交野市	6	2(1)	2	0	
計	111	17(9)	14	3	

## 第2節 航空機騒音対策

大阪国際空港における航空機騒音問題については、国の手により、昭和42年に制定された「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(航空機騒音障害防止法)に基づく航行方法の指定、教育施設等騒音防止事業の助成、住居等の移転補償等が行なわれているが、本府においては、空港の設置者であり管理者である国に対し、できる限り早急に騒音障害の緩和をはかるよう働きかけるとともに、府独自の対策を推進している。

### 第1 教育施設等騒音防止事業に対する資金貸付

航空機騒音障害防止法に基づき、地元市が騒音障害を軽減するため実施する学校等の騒音防止工事に対し、国が補助金を交付しているが、本府では地元市の負担を軽減するため、国が補助を行なった施設について大阪府市町村施設整備資金貸付制度を活用して資金貸付を実施している。（表-74）。

表-74 学校等騒音防止工事貸付状況一覧表

(単位：千円)

	区分	43年度	44年度	45年度
航空機騒音関係	豊中市	豊島小	3,100	—
		螢池小	3,000	—
		原田小	12,700	—
		第1中	19,200	—
		豊南小	—	12,000
		小曾根小	—	32,500
		豊島北小	—	6,000
		中豊島小	—	9,000
		第4中	—	7,000
		野田小	—	12,500
		岡町保育	—	33,000
		庄内保育	—	41,500
		—	—	41,000
交通騒音その他	池田市	北豊島中	62,000	51,000
		北豊島小	—	3,000
		呉服小	—	12,500
		池田中	—	9,000
		北豊島幼	—	52,500
		—	—	4,500
	小計	17	100,000	78,000
	—	—	287,000	
交通騒音その他	堺市	陵州中	—	—
		守西中	—	20,000
	守口市	松口小	—	—
		四原小	—	5,500
	松原市	四原小	—	—
		四条畷小	—	8,500
	四条畷市	志紀中	—	—
		鳥取中	—	6,500
	八尾市	—	—	4,000
		東鳥取町	—	30,000
	南海町学校組合	鳥取中	—	11,500
	小計	7	0	86,000
総計		24	100,000	78,000
				373,000

## 第2 共同利用施設に対する助成

国では、航空機騒音障害防止法に基づき、学習集会等の用に供するために地元市が実施する共同利用施設の建設に対し、昭和42年度から補助を行なっているが、本府でも、昭和43年度から補助を開始し、昭和44年度以降は国と同額の補助金を交付している（表-75）。

表-75 共同利用施設補助金交付状況一覧表

（単位：千円）

区分	年 度 <small>国 府 の 別</small>	昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
		国	府	国	府	国	府	国	府
豊中市	勝部	13,000			13,000				
	利倉					14,200	14,200		
	原田					14,200	14,200		
	穂積								
池田市	神田			14,200	13,000				
	豊島南							14,200	14,200
	住吉							14,200	14,200
計		13,000		14,200	26,000	28,400	28,400	28,400	28,400

### 第3 騒音アンケート調査

空港周辺における騒音被害の実態とそれに対する住民の意識を調査するため、昭和45年7月から8月にかけて、航空機騒音障害防止法に基づく指定地域すなわち騒音激甚地帯に居住する世帯を対象としてアンケート調査を行なった（表-76）。

この地域は、滑走路の着陸帯の末端から延長方向に1,600メートル、横方向に約315メートルの範囲にあたり、きわめて空港に接近した地域である。したがって、周辺住民の乳幼児から老人に至るまで、会話障害、テレビ受信障害、気分がいらいらする等の影響を受けている。

また、回答者のほとんどが住居の移転を希望しているが、経費がかかることや、勤務先への通勤の関係などの事情から、実際は困難であるとするものも比較的多くなっている。このため、今後の航空機騒音対策としては、これらを配慮した移転補償対策が必要となっている。

表-76 航空機騒音アンケート調査（昭和45年7月～8月）

#### (1) 調査実施状況

市 別	調査票 配布枚数	調査票 回収枚数	回収率(%)	調査票 回答数	回答率(%)
豊中市	2,596	2,229	85.9	2,210	85.1
池田市	150	121	80.6	121	80.6
計	2,746	2,350	85.5	2,331	84.9

(2) 日常生活への影響

項目別		回答数(%)
騒音による会話障害	小さな声でも聞きとれる	6 ( 0.2)
	普通の声でも聞きとれる	105 ( 4.9)
	大きな声を出せば聞きとれる	667 (30.9)
	大きな声でも聞きとれない	1,382 (64.0)
	ほとんど影響がない	159 ( 7.4)
	少し像がみだれる程度	775 (36.3)
	非常にみにくい	760 (35.6)
	ほとんどみえない	425 (19.9)
テレビ画像のみだれ	不明	17 ( 0.8)
	気分がいらいらする	1,627 (75.6)
	胸がどきどきする	39 ( 1.8)
	食欲がなくなる	19 ( 0.9)
	よく眠れない	212 ( 9.8)
	頭痛がする	35 ( 1.6)
	耳鳴りがする	7 ( 0.3)
	話し声が聞きとりにくい	174 ( 8.1)
学校へいらっしゃる子供への影響	その他	3 ( 0.2)
	特はない	37 ( 1.7)
	子供なし	759
	全然じゃまになっていない	18 ( 2.3)
	ほとんどじゃまになっていない	32 ( 4.2)
	多少じゃまになっている	170 (22.0)
	かなりじゃまになっている	238 (30.9)
	非常にじゃまになっている	269 (34.9)
生後一年以内の赤ちゃんへの影響	わからない	44 ( 5.7)
	赤ちゃんはいない	1,073
	おちちを飲むのをやめる	86 (11.3)
	ねつかない	100 (13.3)
	寝ていて手足を動かす	232 (30.6)
	寝ていて目をさます	143 (18.8)
	寝ていて泣きだす	170 (22.4)
	関係がない	27 ( 3.6)

(3) 住居移転希望

項目別		回答数(%)
住居の移転希望	ぜひ移転したい	379 (20.1)
	できれば移転したい	555 (29.4)
	移転したいが事情があってできない	633 (33.6)
	移転したいとは思わない	237 (12.6)
	わからない	82 ( 4.3)
事情があつて移転できない理由	勤務先への通勤の関係	165 (28.9)
	事業が継続できない	01 (10.7)
	経費がかかる	315 (53.5)
	子供の教育上こまる	27 ( 3.0)
	その他	42 ( 3.9)
移転を望まない理由	事業が継続できない	22 (19.2)
	騒音をあまり苦痛に感じない	91 ( 9.6)
	なれた土地をはなれたくない	2 (42.0)
	知りあいが多いから	43 ( 1.4)
	移転しても環境がかわらない	18 (21.9)
その他	その他	3 ( 5.9)

#### 第4 航空機騒音人体影響調査

航空機騒音が周辺住民の健康に与える影響を明らかにし、今後の対策の基礎資料を得るため、昭和44年度から3カ年計画で厚生省および兵庫県と共同で、人体影響調査を実施している。

昭和44年度は、騒音が睡眠の脳波、胎児および乳児におよぼす影響、強大音響による聴力の変動について調査を行ない、昭和45年度には前年度の調査をさらに詳しく実施するほか、疫学調査（統計調査）をも実施した。

#### 第5 航空機騒音障害防止法に基づく指定区域の土地の買上げ

航空機騒音障害防止法に基づき地元住民から、国に対し指定地域内の土地（原田三角地54,289m<sup>2</sup>）の買い取り請求が行なわれ、国から府に先行取得するよう依頼があった。

運輸省、豊中市、大阪府の間で協議した結果、買い取り請求のあった土地について、とりあえず財団法人豊中市土地開発協会を通じて豊中市が先行取得することになり、本府では都市整備協会を通じて、これに用する資金（約18億400万円）の貸付けを行なった。

#### 第6 その他の対策

空港周辺の市で構成している「大阪国際空港騒音対策協議会」や関係機関すべてで構成されている「大阪国際空港騒音対策委員会」に積極的に参加し、関係機関と歩調をあわせて騒音軽減のために努力している。